

栃木県森林土木建設業協会長 様

栃木県環境森林部森林整備課長

建設工事等の現場における安全対策の徹底について(参考送付)

日頃から本県環境森林行政に特段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、工事に関する安全対策や事故防止については、安全対策の徹底、現場の安全点検等の御協力を頂いているところです。

しかしながら、11 月 7 日に本県環境森林部発注の治山工事の現場において、**作業員が死亡する重大事故が発生**してしまいました。

つきましては、今後の再発防止に向け、別紙のとおり工事現場の安全管理の徹底を図るよう部内に周知したところです。

貴協会内会員にも周知をお願いするとともに、今後とも工事に関する安全対策や事故防止への御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

(事故概要)

- 1 状況 治山ダム支障木伐採時に、伐採していた下請の作業員が伐採木により胸部を強打し死亡が確認された。
- 2 原因 1 伐採に伴う**かかり木処理**において、**不適切な処理方法**である「浴びせ倒し」を行い、伐倒時に**退避**をしてなかったこと。浴びせ倒した木の根元により作業員が飛ばされ、木の下敷きになった。
原因 2 伐木作業には、**「伐木等の業務に係る特別教育」の受講が必要にもかかわらず、作業員は「未受講」**であったこと。
- 3 添付資料 ・「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！」パンフレット
・「かかり木処理 作業の基本と現場の工夫」
- 4 その他 伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の作業員が立ち入ることを禁止すること。

技術調整担当 石塚

TEL 028-623-2811

E-mail ishitsukat03@pref.tochigi.lg.jp

(別紙)

伐木作業における事故を防止するため、「伐木等の業務に係る特別教育」(以下、特別教育)の周知・徹底を目的とし、下記取組を行う。

・発注工事(現在施工中及び今後の工事)

☐ 全ての工事現場において、伐木作業が伴う場合
元請・下請ともに作業員名簿により「伐木等の業務に係る特別教育」の受講を確認

☐ 伐木作業者は特別教育の受講者であることを確認

☐ (伐木作業者が未受講者の場合) 既受講者が伐木作業に従事するように指導

☐ 未受講者の特別教育の働き掛け

・その他 上記は工事を対象としていますが、森林整備業務委託等伐木作業が伴う場合は上記に準じて事故防止への取り組みをお願いします。

「伐木等の業務に係る特別教育」の講習会について

今年度、下記のとおり開催を予定していますので、未受講者の方は受講をお願いします。

(講習会について)

- ・10名以上で開催可能、最大50名まで
- ・10名に満たない場合等開催されない場合があります
- ・3日間の参加が必要です

- ・開催日① 令和5年12月18日(月)～20日(水)
- ・開催日② 令和6年 1月29日(月)～31日(水)
- ・開催日③ 令和6年 3月 5日(火)～ 7日(木)

- ・主催者 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部(林災防)
- ・連絡先 TEL 028-652-2153(担当者:大貫)
- ・申込 林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部 (rinsaibou-tochigi.jp)

(参考)

「伐木等の業務に係る特別教育」

対象: 林業、土木事業、造園工事業など業種にかかわらず伐木などの作業を行う全ての業種
事業者: 伐木などの業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施義務
(労働安全衛生法第59条第3項/労働安全衛生規則第36条第8号)